

高知労働局発表  
平成28年2月16日

【担当】  
職業安定部職業安定課  
課長 佐井 克好  
課長補佐 大崎 祐一  
電話： 088-885-6051  
FAX： 088-885-6064

## 「学卒求人のルール」が変わります ～平成28年3月1日スタート～

新卒一括採用の慣行の中で、新卒時のミスマッチやトラブルは、職業生活に長期的な影響を及ぼす恐れがあることを踏まえ、

- 1 青少年雇用情報の提供の義務化
- 2 ハローワークでは、一定の労働関係法令違反の求人者からの学卒求人を一定期間不受理とする制度

が、平成28年3月1日から施行されます。

### 1 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）について

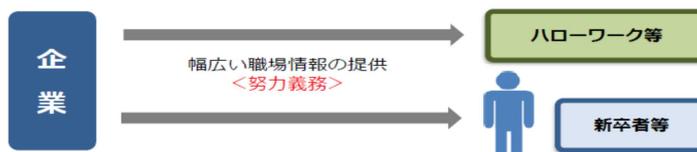
適切な職業選択の支援に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に発揮できる環境の整備等を行うため、平成27年10月1日以降段階的に施行されます。

### 2 平成28年3月1日スタートの施策

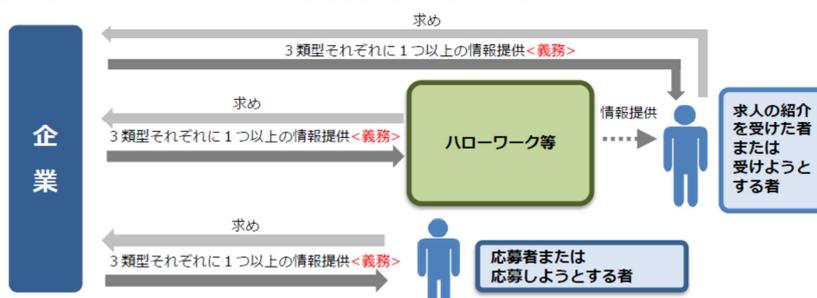
#### (1) 就労実態等に関する職場情報を応募者に提供する制度が始まります。

新卒者等（※1）であることを条件とした募集・求人申込みを行う場合に、情報提供が必要です。

- 幅広い職場情報の提供が努力義務となります。



- 応募者等や、求人申込みをしたハローワーク・職業紹介事業者（職業紹介事業者としての学校を含む）または求人者の紹介を受けた者等から求めがあった場合は、次ページの（ア）～（ウ）の3類型それぞれについて1つ以上の情報提供が義務となります。



「情報提供項目」、「情報提供の方法」等、詳しくは、「就労実態等に関する職

場情報を応募者に提供する制度が始まります！」(別添 1)をご覧ください。

(2) ハローワークでは、一定の労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません。

平成 28 年 3 月 1 日以降、労働基準法などの労働関係法令の規定に違反し、是正勧告を受けたり、公表されたりした場合に、新卒者等(※1)であることを条件とした求人が不受理の対象となります。

・労働基準法と最低賃金法に関する規定

- (1) 1 年間に 2 回以上同一条項の(※2)違反について是正勧告を受けている場合
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合



**不受理期間 A**  
法違反が是正されるまで  
+  
是正後 6 カ月経過するまで

- (3) 対象条項違反により送検され、公表された場合



**不受理期間 B**  
送検された日から 1 年経過するまで  
(是正後 6 カ月経過するまでは、  
不受理期間を延長)

・男女雇用機会均等法と育児介護休業法に関する規定

- (1) 法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合



**不受理期間 A**  
法違反が是正されるまで  
+  
是正後 6 カ月経過するまで

「対象状況」、「不受理期間」等、詳しくは「平成 28 年 3 月 1 日からハローワークでは一定の労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！」(別添 2)をご覧ください。

※1 新卒者等の範囲は以下のとおりです。

- ① 学校(小学校及び幼稚園を除く)、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
- ③ 上記新卒求人に応募できる①、②の卒業生及び修了者

※2 同一条項とは項レベルまで同一のものをいい、例えば、労働基準法第 37 条第 1 項を 1 年に 2 回以上違反している場合をいいます。

### 3 その他

平成 28 年度の大学等卒業予定者を対象とした求人公開日は 6 月 1 日となります。

求人の受理	3 月 1 日以降
求人の公開	6 月 1 日以降
大学等卒業予定者に対する職業紹介	(昨年度は 8 月 1 日)

事業主・職業紹介事業者等の皆さまへ

# 就労実態等に関する職場情報を 応募者に提供する制度が始まります！

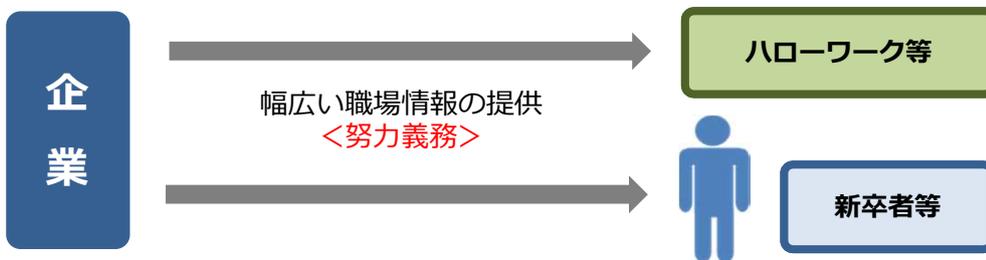
新規学校卒業段階でのミスマッチによる早期離職を解消し、若者が充実した職業人生を歩んでいくため、労働条件を的確に伝えることに加えて、若者雇用促進法において、平均勤続年数や研修の有無及び内容といった就労実態等の職場情報も併せて提供する仕組みがスタートします。

企業にとっても、採用・広報活動を通じて詳しい情報を提供することによって、求める人材の円滑な採用が期待できます。

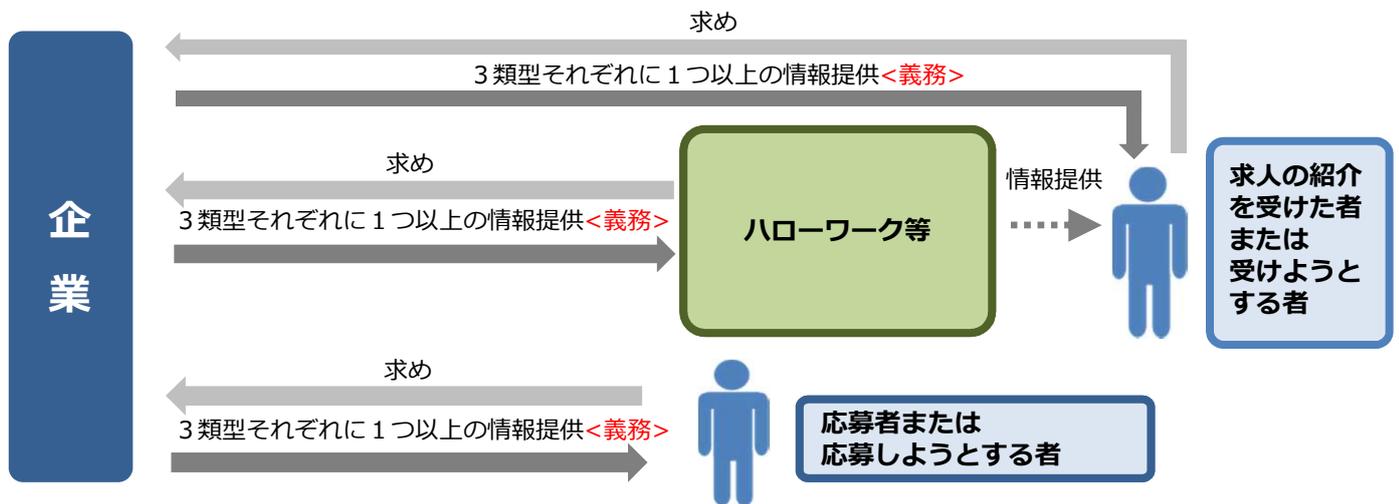
## 情報提供の仕組み

新卒者等（※）であることを条件とした募集・求人申込みを行う場合に、情報提供が必要です。

### ■ 幅広い職場情報の提供が努力義務となります。



### ■ 応募者等や、求人申込みをしたハローワーク・職業紹介事業者（職業紹介事業者としての学校を含む）または求人の紹介を受けた者等から求めがあった場合は、次ページの（ア）～（ウ）の3類型それぞれについて1つ以上の情報提供が義務となります。



指針（P 4 参照）において、情報提供項目（裏面参照）の全てについて、ホームページでの公表、会社説明会での情報提供、求人票への記載などにより、積極的に情報提供を行うことが望ましいと定められています。

※新卒者等の範囲は以下の通りです。

ただし当該募集・求人の対象外となっている場合は、情報提供の求めを行うことができません。

- ① 学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
- ③ 上記①、②の卒業者及び修了者

## 情報提供項目

(ア) 募集・採用に関する状況	過去3年間の新卒採用者数・離職者数
	過去3年間の新卒採用者数の男女別人数
	平均勤続年数
(ア) の参考値として、可能であれば平均年齢についても情報提供してください。	
(イ) 職業能力の開発・向上に関する状況※ <sup>1</sup>	研修の有無及び内容※ <sup>2</sup>
	自己啓発支援の有無及び内容 ※ 教育訓練休暇制度・教育訓練短時間勤務制度がある場合はその情報を含む。
	メンター制度の有無
	キャリアコンサルティング制度の有無及び内容 ※ セルフ・キャリアドック（定期的にキャリアコンサルティングを受ける機会を設定する仕組み）がある場合はその情報を含む。
	社内検定等の制度の有無及び内容※ <sup>3</sup>
(ウ) 企業における雇用管理に関する状況	前年度の月平均所定外労働時間の実績
	前年度の有給休暇の平均取得日数
	前年度の育児休業取得対象者数・取得者数（男女別）
	役員に占める女性の割合及び管理的地位にある者に占める女性の割合

※<sup>1</sup> 制度として就業規則等に規定されているものでなくても、継続的に実施していて、そのことが従業員に周知されていれば、「有」として構いません。

※<sup>2</sup> 研修の内容は、具体的な対象者や内容を示してください。

※<sup>3</sup> 業界団体等が実施する検定を活用する場合も「有」として構いません。

## 情報提供における留意事項

1. 企業全体の雇用形態別（※）の情報を提供してください。また、採用区分や事業所別などの詳細情報についても、追加情報として提供することが望まれます。

※いわゆる正社員として募集・求人申込みを行う場合は、正社員である労働者に関する情報を提供してください。また、期間雇用者や派遣労働者等、いわゆる正社員以外の雇用形態で募集・求人申込みを行う場合は、正社員以外の直接雇用の労働者全てに関する情報を提供してください。

※（ウ）「役員に占める女性割合及び管理的地位にある者に占める女性割合」については、募集・求人申込みを行う雇用形態に関わらず、企業に雇用される全ての労働者に関する情報としてください。

2. 企業グループ全体として募集・求人申込みを行い、「グループ傘下の各企業への配属は入社時点で決定する」といったような採用形態の場合は、配属の可能性のある企業それぞれについての情報を提供してください。
3. 海外支店等に勤務している労働者については除外した情報としてください。
4. 常に最新の情報を提供してください。

## 情報提供の方法

以下の方法により情報提供を行ってください。

- ① ホームページでの公表、会社説明会での提供、求人票への記載などによる、自主的・積極的な情報提供
  - ② 応募者等から個別の求めがあった場合は、メールまたは書面による情報提供
- ※ ①によりホームページに掲載している場合は、情報そのものの提供に代えて、掲載箇所を示すことでも構いません。

## 情報提供が義務となる「求め」の方法

### 【応募者や応募しようとする者の場合】

応募者や応募しようとする者が、メールまたは書面等により以下の事項を企業に対して伝えることで「求め」となります（※）。

- ① 氏名
- ② 連絡先（住所またはメールアドレス）
- ③ 所属学校名、在学年または卒業年月
- ④ 情報提供を希望する旨

※ 説明会や面接等のほか、事前に企業へ提出している履歴書等により本人確認を行うことができる場合等においては、口頭（電話も含む）により情報提供の求めを行うこともできます。  
この場合は、企業からの情報提供についても口頭により行うことができます。



就職情報サイト経由や企業の採用ホームページ等で、いわゆるプレエントリー（正式な応募の前段階において、採用情報の提供や資料請求を目的として、特定の企業に対して氏名、学校名、連絡先等を登録すること）をした場合も「求め」となります。

### 【ハローワーク、職業紹介事業者の場合】

ハローワークや職業紹介事業者は、上記④のみを求人者に伝えることで「求め」となります。

※ ハローワークでは求人受理に際し、「青少年雇用情報シート」を活用して求人者に情報提供を求めることとしています。また、職業紹介事業者等にも「青少年雇用情報シート」を活用いただくよう推奨しています。

## 「求め」を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。

### 【典型的な不利益取扱いの例】

- ・ 情報提供を求めた者に対してのみ、説明会等の採用選考に関する情報を提供しないこと。

### 【不利益取扱いを疑われるおそれがあるため、行わないことが望ましい例】

- ・ 説明会において、情報提供を求める行為をマイナスに評価している言動を行うこと。
- ・ 面接において、当該応募者が情報提供を求めた事実に触れること。

全ての青少年雇用情報をあらかじめ公表できない場合でも、採用・広報活動におけるトラブル防止のため、ホームページに「情報提供を求めたことにより、採用選考過程において不利に取り扱われることはありません」と記載する等、明確に発信することが望まれます。

## <参考>

### 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」における関連規定

事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置として、指針に以下が規定されていますので、指針に沿った適切な対応を行ってください。

#### <事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置（指針第二の二）>

- (一) ホームページ等での公表、会社説明会での提供又は求人票への記載等により、青少年雇用情報の全ての項目について情報提供することが望ましいこと。
- (二) 新卒者等が具体的な項目の情報提供を求めた場合には、特段の事情がない限り、当該項目を情報提供することが望ましいこと。
- (三) 情報提供の求めを行った新卒者等に対して、当該求めを行ったことを理由とする不利益な取扱いをしないこと。
- (四) 情報提供の求めに備え、あらかじめ提供する情報を整備しておくことが望ましいこと。また、その求めがあった場合には、速やかな情報提供に努めること。

#### <職業紹介事業者等が青少年の雇用機会の確保及び職場への定着促進のために講ずべき措置（指針第四の四）>

- (一) 職業紹介事業者は、新卒者等求人の申込みを受理する際に、求人者に青少年雇用情報の提供を求めるとともに、全ての青少年雇用情報を提供しよう働きかけ、新卒者等に対する職業紹介に活用することが望ましいこと。また、職業紹介事業者は、就職支援サイトを運営する場合は、事業主の青少年雇用情報について、可能な限り全ての項目が掲載されるように取り組むこと。

求人者の申込みを受理する段階で提供がなされていない青少年雇用情報について、新卒者等から職業紹介事業者に対して個別に照会があった場合は、職業紹介事業者から求人者に対して当該紹介に係る青少年雇用情報の提供を求めることが望ましいこと。この場合において、当該照会を行った新卒者等に関する情報を求人者に明示する必要はないことに留意すること。

- (二) 募集情報提供事業者は、自らの運営する就職支援サイトに、新卒者等募集を行う事業主の青少年雇用情報について、可能な限り全ての項目が掲載されるように取り組むこと。

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。  
また、この制度に関してご相談がある場合は、最寄りのハローワークへご連絡ください。

## 平成28年3月1日からハローワークでは 労働関係法令違反があった事業所の 新卒求人は受け付けません！

新卒一括採用の慣行の中で、新卒採用時のトラブルは、職業生活に長期的な影響を及ぼす恐れがあります。

そこで、ハローワークでは、平成28年3月1日から、一定の労働関係法令違反があった事業所を新卒者などに紹介することのないよう、こうした事業所の新卒求人を一定期間受け付けません（以下、「不受理」という）。

### 不受理となる対象と不受理期間

#### 不受理となる対象

平成28年3月1日以降、労働基準法などの労働関係法令の規定に違反し、是正勧告を受けたり、公表されたりした場合に、新卒者等（※1）であることを条件とした求人が不受理の対象となります。

#### 1. 労働基準法と最低賃金法に関する規定（対象条項はP4を参照）

- (1) 1年間に2回以上同一条項の（※2）違反について是正勧告を受けている場合
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合



**不受理期間 A**  
法違反が是正されるまで  
+  
是正後6カ月経過するまで

- (3) 対象条項違反により送検され、公表された場合



**不受理期間 B**  
送検された日から1年経過するまで  
(是正後6カ月経過するまでは、  
不受理期間を延長)

#### 2. 男女雇用機会均等法と育児介護休業法に関する規定（対象条項はP4を参照）

- (1) 法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合



**不受理期間 A**  
法違反が是正されるまで  
+  
是正後6カ月経過するまで

※1 新卒者等の範囲は以下の通りです。

- ① 学校（小学校及び幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設に在学する者で、卒業することが見込まれる者
- ② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学の職業訓練を受ける者で、修了することが見込まれる者
- ③ 上記新卒求人に応募できる①、②の卒業生及び修了者

※2 同一条項とは項レベルまで同一のものをいい、例えば、労働基準法第37条第1項を1年に2回以上違反している場合をいいます。

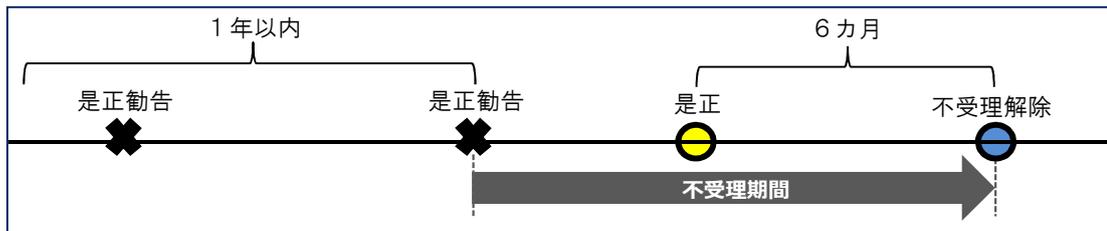
## 不受理期間

不受理期間については、以下の「不受理期間A」「不受理期間B」「不受理期間Bの特例」のとおり、違反の程度や内容によって定められています。  
なお、事業主からハローワークへ既に提出済みの求人については、上記の不受理期間中は、ハローワークから求職者へ職業紹介を行いません。

### ◆ 不受理期間 A ◆

法違反が是正されるまでの期間に加え、  
是正後6カ月経過するまでの期間

#### 1- (1) 1年間に2回以上の同一条項違反について是正勧告を受けた場合



#### 1- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として公表された場合

#### 2- (1) 法違反の是正を求める勧告に従わず公表された場合

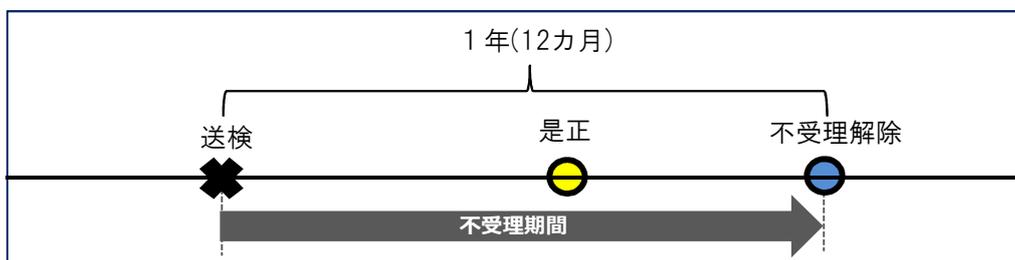


### ◆ 不受理期間 B ◆

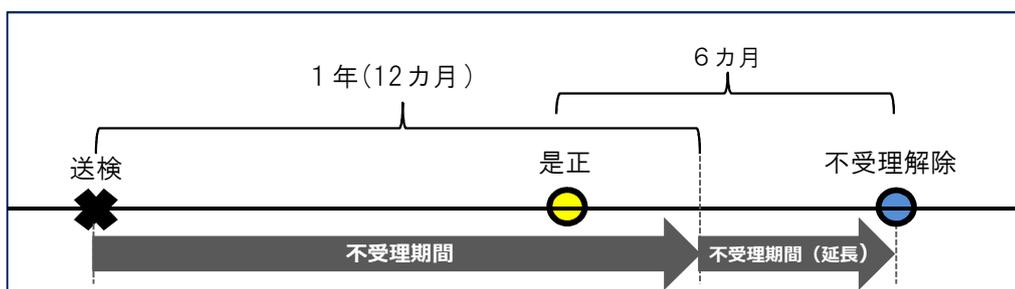
送検された日から1年経過するまでの期間  
(ただし、是正後6カ月経過するまでは、不受理期間を延長)

#### 1- (3) 対象条項違反で送検され、公表された場合

送検から1年経過するまでは不受理期間となります。



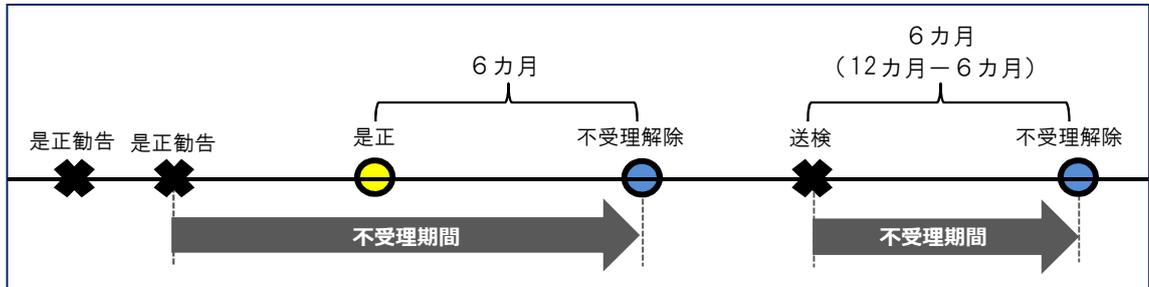
ただし、送検から1年経過していても、是正から6カ月経過していない場合は、不受理期間が延長となります。



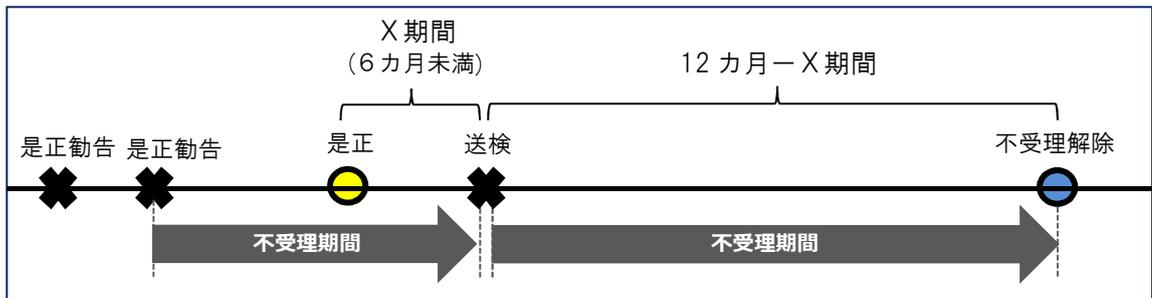
## ◆ 不受理期間 B の特例 ◆

既に求人不受理となった事案について、後日送検され公表された場合で、かつ、送検前までに当該法違反が是正されている場合  
是正から送検までの期間（上限6カ月）を1年（12カ月）から減じた期間

パターン1：既に是正してから6カ月経過し、不受理解除となっているので、送検された場合の不受理期間である1年（12カ月）から是正後の6カ月を差し引きます。



パターン2：1年（12カ月）から是正後の期間であるX期間を差し引きます。



## 職業紹介事業者における取扱い

職業紹介事業者（大学などを含む。以下同じ）は、届出によって取り扱う業務の範囲を定めることが可能です。

大卒者の就職活動は、ハローワーク以外を活用するケースが多いため、職業紹介事業者もハローワークに準じた取組を行っていただくようお願いしています。

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（平成27年厚生労働省告示第406号）

学校卒業見込者等の適職選択の観点から、職業紹介事業者においても、若者雇用促進法第11条に規定する公共職業安定所における求人の不受理に準じた取組を進めるため、職業安定法第5条の5の規定の趣旨及び求職者の職業機会の確保に留意しつつ、若者雇用促進法第11条に基づき公共職業安定所が不受理とすることができる求人者からの学校卒業見込者等求人は取り扱わないよう、職業安定法第32条の12第1項（同法第33条第4項において準用する場合を含む）又は同法第33条の2第5項に規定する職業紹介事業の取扱職種等の届出を行うことが望ましいこと。

### 1. 過重労働の制限などに対する規定

長時間労働や賃金不払い残業などに関する法違反は、若者の円滑なキャリア形成に支障をきたす恐れがあるため、以下の規定を対象としています。

#### 【具体的な対象条項】

- ・強制労働の禁止（労働基準法第5条）
- ・賃金関係（最低賃金、割増賃金等）  
（労働基準法第24条、第37条第1項及び第4項、最低賃金法第4条第1項）
- ・労働時間（労働基準法第32条）
- ・休憩、休日、年次有給休暇  
（労働基準法第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項及び第7項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

### 2. 性別や仕事と育児などの両立などに関する規定

性別や仕事と育児などの両立を理由とした不適切な取扱いがなされる場合は、若者の継続就業が困難となることがあるため、以下の規定を対象としています。

#### 【具体的な対象条項】

- ・妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等  
（男女雇用機会均等法第9条第1項～第3項）
- ・性別を理由とする差別の禁止、セクハラ等  
（男女雇用機会均等法第5条、第6条、第7条、第11条第1項）
- ・妊娠中、出産後の健康管理措置（男女雇用機会均等法第12条、第13条第1項）
- ・育児休業、介護休業等の申出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止等  
（育児・介護休業法第6条第1項、第10条(同法第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む。)、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項、第16条の9、第17条第1項(同法第18条第1項において準用する場合を含む。)、第18条の2、第19条第1項(同法第20条第1項において準用する場合を含む。)、第20条の2、第23条、第23条の2、第26条、第52条の4第2項(同法第52条の5第2項において準用する場合を含む。))
- ・男女同一賃金の原則（労働基準法第4条）
- ・妊産婦の坑内業務の制限等  
（労働基準法第64条の2(第1号に係る部分に限る)、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

### 3. その他、青少年に固有の事情を背景とする課題に関する規定

新卒採用においては、募集から採用・就業までの期間が長く、募集段階から労働条件に変更が生じやすいことから、就業前に労働条件を確認することが重要であるため、労働契約締結時の労働条件の明示規定を対象としています。また、年少者に関する労働基準の規定も対象としています。

#### 【具体的な対象条項】

- ・労働条件の明示（労働基準法第15条第1項及び第3項）
- ・年少者に関する労働基準  
（労働基準法第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条）

※これらの規定を労働者派遣法第44条(第4項を除く。)の規定により適用する場合を含む。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。